

堺市社会的養育推進計画 第2回懇話会

日 時：令和6年6月24日（月）9:30～11:30

場 所：堺市役所本館地下1階 多目的室

○司会 お待たせいたしました。ただ今より、堺市社会的養育推進計画懇話会を開催いたします。本日は、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。私、本日司会を務めさせていただきます、堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課課長の立道でございます。よろしく願いいたします。最初に、本日配布の資料等について確認をいたします。

※ 資料等説明

資料等はすべてそろっておりますでしょうか。それでは、『委員紹介』に入らせていただきます。前回参加いただきました委員の皆様以外の自己紹介をお願いしたいと存じます。なお、里親会の会長が任期により門屋様から田中様が変わったため、懇話会委員について変更となったことをお伝えいたします。

それでは井上委員お願いいたします。田中委員お願いいたします。

この懇話会は、懇話会要綱 第6項に基づき、公開となっておりますのでよろしくお願いいたします。現在、1名の傍聴者がいらっしゃいます。本日の会議内容は、会議録作成のために録音させていただきます。また、会議録につきましては、堺市のホームページへ公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、これ以降の進行は伊藤座長をお願いいたします。

○伊藤座長 皆さんおはようございます。それでは議事の方に移らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。本日の議事でございますが、全てで5項目となっております。限られた時間でご審議いただきたいので、一つの項目、概ね質疑応答を含めて20分を予定しております。目安として事務局の方からのご説明が5分程度で委員の皆様からのご意見ご議論の方を15分とさせていただけたらと思います。円滑な議事の進行にご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。それでは早速ですが、議事の1番、「当事者である子どもの権利擁護の取組」について、事務局の方からご説明よろしくお願いいたします。

○事務局 (1)当事者である子どもの権利擁護の取組 説明

○伊藤座長 ありがとうございます。では、ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からのご質問、ご意見等ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

座長の立場でせん越ですがいくつか質問をさせていただきます。資料2の1ページのところで、意見表明等支援事業の実施状況と今後の目標整備目標についてご説明あったんですけど、まず、堺市内養護施設が4施設ある中で1ヶ所しか今のところできてないというところで、これまで残りの3施設ができなかった理由みたいなのがもし差し支えない範囲でお伝えいただけたらと思います。

○事務局 この取組につきましては、令和5年度から始めております。1つずつ何年かかけて4施設実施できればと思っております。この事業は5年度に始まったところで、今6年度となりまして、職員説明が終わり、子どもさんへの説明、そして、アドボケイトさんが入っていくというような段階で、まだ、ちょっと時間がかかっているというところですけど、うまくいけば2施設目3施設目4施設目と進めていければと思っております。そういった状況です。

○伊藤座長 4ヶ所の児童養護施設でもそれだけ丁寧に進められていますが、今後、里親さんとかファミリーホームの措置児童への導入を考えたときに、里親さんとかファミリーホームの皆さんにこの事業の必要性とか、意見表明等支援事業を受け入れてもらうことをお願いをしないといけないと思うんですが、その辺り、里親会さんとの連携であったりとか、里親支援機関のリーフと何かそういう計画を立ててみたいなのがあれば教えていただけますか。

○事務局 正直、そういったところはまだできていませんが、当然ながら里親会さんやリーフさんには、いろんな機会を通じて説明に上がらせていただければと思っております。まだ委託業者と調整している段階ですが、そういったところも、堺市としてイメージを持っています。しかしながらまず、堺市の一つの施設に対して進めていき、アドボケイトさんも育てたりして、段階的にさせてもらえたらなと思っております。

○伊藤座長 施設で進めていくことも大事だと思うんですけども、施設と比べて里親家庭はより閉鎖的で、その「意見箱」があるわけではなくて、本当にプライベートな空間で閉じられた中で養育されているので、里親さん、養育者以外の人に意見を聞いてもらう機会をきちんと保障していくのは大事だと思います。里親さんの中にはそういうことまであまり意識をされてない方もいらっしゃると思うので、説明の時に「施設がやってないのに、なぜ里親やらなあかん」みたいなことにならないように、施設の中でしっかり整えた上で、社会的養護の子どもにとってのこの事業の必要性を説明していく。そういうプランは大事ななと思っております。

○神田委員 今のご質問に関係して、意見表明等支援事業というのは委託業者とおっし

やいましたが、施設には第三者委員もいます。第三者委員とは、別の専門集団だと思うんですけど、施設の子どもたちが見ず知らずの方とどんなふうに関係を作って意見を言っているのか、施設からみた効果を教えていただきたい。併せて、1ページに子ども権利擁護部会を設置したとありますが、これは、虐待の検証の部会とは別のものだと思うんですがどんなメンバーで、何を目的とされているのかということも併せて教えてもらいたいと思います。

○事務局 1つ目の効果についてですが、5年度から始め、職員説明までいったところで、子どもさんにまだ実際意見表明をしてもらうような取組までは、いきつけてません。男子ホームに決めて、そして、アドボケイトさんが入っていきこうかというような段階まで来ていまして、子どもさんの声はまだ、あげれてないような状況です。今年度中には、そこまでは、いけるかと思っています。

○神田委員 施設の生活の場にちょっとずつ入って行って、子どもさんと関係も作ってと、そういう流れですか。

○事務局 そうですね、施設のホームの壁にこういうアドボケイトさんが来られるよ。ユニフォームとか顔写真を貼って、お名前誰々さんということのご紹介もさせていただきながら、徐々にホームに入って行って、意見表明しやすくするというような取組でございまして、まだ実際、子どもさんにはお聞きできていないという状況です。2点目の権利擁護部会ですが、令和6年4月に立ち上げた社会福祉審議会の一つの部会となります。我々、子ども家庭課では里親の部会、措置審、虐待検証部会、そして、この子どもの権利ということで4つ目の部会となります。弁護士さんであったりとか、大学の先生であったりとか、そういった方々、また、非行とか不登校とかそういったところの支援員さんといったメンバー5人でさせていただいております。6年の4月に初めて立ち上げ、1回目この7月にキックオフとして1回目の部会を開催する予定です。部会では、措置とか一時保護委託したときのお子さんへの説明を子ども相談所がどのような形でやっているかといった説明をさせていただき、ご意見も何うという内容となっております。

○神田委員 これからのスタートということですので、お願いなんですけど、どうしても権利擁護意見表明は施設にいる子どもさんが中心になっていて、それはとても大事なんですが、実は意見表明権とか子どもの権利は全ての子どもに関わるものなので、そういう視点がこの部会にも必要だと思うんです。特に現場にいるものとしましては、在宅の虐待、とりわけネグレクトケースですね。なかなかその子どもの意見を聞くっていう場面ができてなくて、他市でも大変複雑なネグレクトの子どもたちがたくさんいますし、

どの自治体も大きな課題で抜け落ちてるところだと思うので、在宅のケースを含めた全ての子どもへの取組を、権利擁護部会で今後議論をしていただきたいと希望しています。

○伊藤座長 とても大事な指摘だと思います。社会的養育の推進計画なので社会的養護の子どもだけではなくということなんですね。

○福田委員 権利擁護の取組について、これから堺でどう考えていくのかというときに、そもそも堺の社会的養育の子育ての枠組みをどうあるべきだと考えるかに関わりがあるのかなと思っていて、それは先ほどご指摘あった施設か里親かということに関わらず、これまでも養育のあり方を一部見直していくということかなと思っております。つまり里親に預けたら里親さん“だけ”が頑張るとか、施設に預けたら施設“だけ”が頑張るというのではなくて、外から人が関わっていきますよという形で、子どもがちゃんと養育されてるかチェックするというよりも、「子どもからするといろんな人が自分に関わってくれているんだなって思えるような状況を作りましょうね」という感じで話を進めると、ごくごく当然のことだと思います。「この事業をやっていくんだからチェックしますよ」みたいな話になってくると、ちょっと難しい気がしています。現状としては、里親の家に第三者が入ってくるってあんまりなくて、ただ、これからの子育てを考えていくときに、「“だけ”が頑張るという状況じゃない子育てにしていきたいと思います」という合意があれば、ごくごく当然の取組になってくるでしょう。そうでなかったら、なんか構えてしまうというか、「何聞かれるんやろ」みたいな話になってくると思います。今計画されている内容を読むと、どんな子育てにしていこうかみたいなことが明示されていないなあと感じます。後期計画というか継続している計画なんで、大きく変わることはないのかなと思いますけど、多分こういった取組が入ってくるということは、前までではなくて、「子育てのあり方を見直していきたいと思います」みたいなところを関係者で共有できると、スムーズにやっていけるのかなと思いました。もう1個すいません。2点目は、資料の2の2ページですけども、評価のための指標の「意見箱」とか「大切なお知らせハガキ」のところで、これは「意見箱」は多分施設のイメージですよ。「大切なお知らせのハガキ」というのは社会的養護の子全部のイメージですかね。

○事務局 はいそうです。

○福田委員 わかりました。これすごい難しいなっていうのは、「意見箱」の利用度が高いというのがいいのかどうか、井上先生に教えてもらえたら。多分、「意見箱」に言うまでもなく施設の職員さんに「こんなやねん、あんなやねん」と言ってくれた方が本当はいいかなみたいな気がして、「意見箱」の利用率が高いというのをどう評価すべきなんだろうかと、ちょっと数字としては難しい気がして。これに関しては。

○井上委員 私の方でお答えさせてもらったら、結局、施設がどんなに子どもと職員の間で風通しがいいかと、もうそれにかかっていると思うんですね。ですから、毎月私どもの施設でも「意見箱、何件あった」という話を聞きますけど、ほぼゼロとか1とかです。ということは何かと言うと、職員が常に子どものそばに寄り添って、いつも話を聞いてあげている。そのかわり職員さん大変です。夜の10時11時ごろ、場合によったら中高生ぐらいの子どもになってきたらやはり12時ぐらいまでちゃんと子どもの話をしっかりと聞いて、しっかりまたそれに応えていってる。それが実態なんですね。ですから、「意見箱」の意見が少ないっていうのは逆にいうと、施設からするとそれがいいんじゃない。ただそのこと自体は例えば、施設側が子どもに対するその権利侵害に関して隠蔽するとか、そういうふうな方向でゼロに近づけるといいうやり方は問題あるとは思いますが、堺の4施設それはいいんじゃないかな。逆に気になっているのは、今の特にこの社会的養育の推進計画の中で規模が小さくなっている。施設の単位を、ケアを小さくしようとするほど、やはり密室化が進んでいる。その上でのお話なのかなと私は理解しています。ですから、最終的に最初に伊藤座長がおっしゃったみたいに、里親家庭にも広げていくという考え方がなかったら、やはりこれ大変なことになる。施設だけがまずやるんじゃなく、施設自体が元々この地域柄がありますけど、さっき特に堺市はめちゃくちゃ風通し良いんですね。何回か申し上げてますが、毎日のように相談所のワーカーが施設を訪れています。それで子どもの意見もいろいろ聞いています。ということは何かと言うと、常にもうそういう外部との接触を施設側も持ってますし、ですから、ほぼほぼそういう部分でいいのかな。だから申し訳ないんですけど、やはり地域柄というか、やはり児童養護施設、この80万都市の中で4施設がある。大きさとかキャパといいますか、それがちょうど本当に目の届く、子ども相談所も目の届く範囲でもあるし、児童養護施設としてもいろいろなことを外部にも発信しやすい。地域柄というのをもう少し考えたアドボケイトというのでもいいのかなと。逆に堺で言うと、私からすると小規模化の部分にもう少し焦点を当てて、そちらの方のアドボケイトに重点を移した方がいいんじゃないかなという気がしています。すいません、私見かなり述べてます。

○伊藤座長 今、福田委員と井上委員からもあったんですけど、「意見箱」の利用頻度での評価は難しいと思ってます。今あったのは、利用頻度が高いからいいってわけではないというご意見でしたけど、利用頻度が低いからいいってわけでもないと思うんですね。書いて入れても無駄だと思っていたら使わなくなるので、子どもたちは。なので、「意見箱」に入っていた意見がゼロだった。だから、普段から聞いてもらえているということも一概には言えない。子どもたちがもう諦めている。やっぱり井上委員おっしゃった風通しの良さであったり、この子どもたちがやっぱりどう思っているか、職員さん

に普段意見を言えているとか、職員さんに言いにくいことは「意見箱」を使ってるとか、今度アンケートされるので、そこの分析を待って、今、堺の施設ではどの辺のアドボケイトできてるけど、この辺がもう少し改善の余地があるってことを掴んでいきたいなと思います。そこで児童相談所の方とか誰に相談できてるかという相談先も聞く項目があったので、そこから今後の整備目標にアンケート結果を反映させれたらと思います。

○中村委員 今の話と重複するところがあるかもしれないですけど、資料2の1ページ目のところで、まず5番目「資源の必要量等」の5番目のところで「措置児童等を対象とした日頃から意見表明できる子どもの割合、意見表明にかけた満足度の確認体制の整備」と書いて、いくつか項目が挙げられてるんですけど、ここも例えば一つだけ取り出すと、「施設に指名されている第三者委員」と書かれてるんですけど、私も堺市管の施設ではないんですけど、いくつか児童養護施設の第三者委員をしてるんですけど、なかなか第三者委員の活用ってされてないなと自分でも思ったりするわけです。ちょっと冗談めいたこと言うと自分の写真を貼ってもらってます。ただ、雨風にさらされてボロボロになってるといって非常に悲しい思いをするんですけども、それで一時期、施設さんに行って食事をして、顔を覚えてもらおうとしたこともあるんです。ただ、その時も子どもとテーブルを囲んでお話しても、「君どっから来て何で来たん？」みたいな話ができるわけでもないの、子どものことをちゃんとわかってない人間が行って関係作るなんてむちゃくちゃ難しいなと思って、結局その食事に行くのも最近できてないんですけども、なのでこの項目を見ると、形だけ整えることはできるんですけども、中身が伴った検討というのがしっかりできるかというのが、自分の第三者委員の経験を踏まえるとちょっと疑問だなと思ってます。だからこうしてほしいという具体的な対策案を私も持っているわけではないんですけど、ここだけ見ると、繰り返しなんですけど、形式だけ整えてやってる感を出すということになりかねないところがあると思うので、やっぱり中身の問題が大事だなと思います。

○伊藤座長 子どもたちへの周知の部分も含めてですね。「制度としてあります」というのは計画の中で書くことで国に対してアピールできますけれど、子どもたちが「それ知らない」と言うことだと利用してもらえないので、私も別の地域の施設の第三者委員いくつかやってますけれど、子どもから連絡来るときってよっぽどのことになってからであって、日常的に連絡はないです。なので、子どもたちも知らないかもしれないとありますので、その制度が形骸化しないような計画にぜひしていただきたいと思います。

○池尻委員 先ほど井上委員がおっしゃいましたように、小規模化の方に重点を置かれる方が、堺4施設は私も説明させていただきました施設におりましたけれども、風通しもいいですし、「意見箱」に書かれてないというのは決して悪いことじゃないし、言え

ている関係であって、井上委員がおっしゃったように、隠蔽してしまう体質になってしまわないようなところが必要だと思いました。中村委員が先ほどおっしゃいましたように、第三者委員のところになかなか子どもが言い出しにくいというか、周知されてないというところを逆に、児童相談所の職員の方が可能であれば行かれて話聞くっていうことをそのいつもの面会でやってですね、そういったものに変えて話を聞くっていうところを活用してもよろしいのではないのでしょうか。

○井上委員 私も考えます。先ほどの池尻委員おっしゃっていましたように、子どもってというのは、やはり一番身近な存在に一番意見を表明しやすいんですね。それがあって、やはり当然里親家庭ですと里親さんであり、施設職員であり、それがスタートだと思うんです。ですから、そこの部分をそこで止めないような制度の方が、本当は堺が一番合ってるんじゃないかな。だから国が言うアドボケイトということを一概に全部入れて進めるのは、この趣旨に反するかもしれませんが、アドボケイトも大事だと思うんですけども、ただこれは、ある意味で言うと、何かその地域の施設なり里親さんの特色によって、もう少し柔軟に変えていくことも、子どもにとって本当は一番幸せな形なんじゃないかと。あくまでも私の意見は子どもを視点に即したもののなんですけど。

○伊藤座長 子どもの意見表明権の保障とか、アドボケイトって日常生活レベルでのコミュニケーションレベルで、一番身近な養育者の方にいろんなことが言えるかということでも大事だと思うんですね。ただその子どもたち、施設でも里親さんのところでもそうなんですけれども、その職員にネガティブな気持ちを持ってるから言えないとかではなくて、「施設職員さんのことがすごく好きだから、逆に心配かけたらかかんから言えない」とか、「こんなにやってもらってるのにこんなことを不満に思ってるって気まずくて言えない」とか、関係性が悪いから言えないだけではない、言えない気持ちとか意見もあるのかもしれないなと思っています。例えば本当は実の親ともっと会いたいんだけど、こんなことを職員に言っても里親さんに言っても悲しませるかなと思って言えなくなったときに、例えば児相のケースワーカーさんが堺のように頻繁に来てくれてたら、ケースワーカーさんに「もっと親に来て欲しいんだけど言ってくれる」ってこと言えるとか、子どもにその言える先の選択肢がいっぱいあるってことが大事だと思うんですね。その子どもにとってオプションがいっぱいある体制をどうやって堺市として作っていくかということのを計画の中に盛り込んでいけたらと、第三者ありきだけではないというふうに理解をしました。

後半で時間がありましたら前に戻ってもらって、またご意見いただけたらと思いますので、次の議題に移らせていただきたいと思います。議題の2番になります。「こども家庭支援体制の構築等に向けた取組」ということで、また事務局の方からご説明をお願いいたします。

○事務局 (2) こども家庭支援の構築に向けた取組 説明

○伊藤座長 では、ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からのご質問ご意見等、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○池尻委員 資料2の3ページの「こども家庭センターの連携体制、人材育成等について」のところなのですが、プランBとプランCのところ「継続的支援が必要かつ保護者の課題を困りごとを行政と共有されてる市民」となっているんですけども、共有されてない市民に対しての対応というのはどのようにされて、ヤングケアラーのところにあウトリーチ型の支援を行うとありますけど、どのような感じで進めるのか、それとも行政とは全く別で、民間に任せてしまうのか、どのようなお考えなんですか。

○事務局 今現在、共有できてないという実態が一部ありますが、対話を重ねながらプランが作成できるようにすることが課題です。そこは、お困りごとを対話しながら掴んでいき、サポートプランを作る流れを作っていけたらと考えています。ヤングケアラーに対してなんですけれども、ヤングケアラーという言葉自体とてもマイナスで、大人に対しても子どもに対しても、良い印象がない言葉であると思います。ヤングケアラーの問題といいますと、子どもが大人が担うような役割といいますか、子どもに対しては過重なことを家庭内で担っているという場合だと思いますので、そのあたりは、すぐに指摘するのではなくて、何が課題だとか、子どもにとって例えば不登校といいますか、学校に行きにくい状況があるのであればそれを分析しながら、要はその解消するにはどうしたらいいかという話ができればと考えております。

○伊藤座長 こども家庭支援センターにおけるサポートプランって、支援者だけじゃなくて、当事者と対象者が一緒に作っていくので、共有されてないというのは、まだプロセスの途中という感じで、一応そのプロセスができて、お互いの合意形成ができたらプランBとプランCを作っていくってイメージかなと思います。

○井上委員 こども家庭センターって、もともと各区にあった家児相さんがもう少し機能を強化させられたというイメージでいいんですか。

○事務局 こども家庭センターというのは今年の4月から開設されてますけれども、元々その家児相さんがいるこども家庭支援拠点と包括支援センターの二つの組織が統合したような施設・機能がこども家庭センターです。堺市で言うと、元々一つの区に保健センターの機能も子育て支援課の機能もございましたので、設置できているというこ

とになります。ただサポートプランの部分につきましては、マニュアル化等ができていなかったもので、この部分につきましては、しっかりやっ払いこうと進めています。

○伊藤座長 子ども子育て制度でできてた拠点と世代包括を合体させた。堺は7区あって、全部母子保健型だったんです。基本型、保育型、母子保健型などいろいろ包括の対応があったと思うんですけど、その母子保健の分野と、その子育て支援の分野を合体させて機能強化したものが各区にある。

○中村委員 私も池尻委員とおそらく問題意識は同じだと思うんですけども、要対協の中でサポートプランの話が出てくるんです。作成できる、できないとかいうような形で。サポートプラン作成ができない割合として多く、作成できない家庭が最も支援が困難な状況になってると思います。なので、この後はこれから作っていく制度なので、サポートプランがどのように役立つかっていうことが、まだ効果検証できてない時期だと思うんですけども、サポートプランもプランを作って実施してますとなると、この資料2の3ページのサポートプラン策定体制の整備実施済という形になってしまうんです。けれども、中身の問題がとて問題やし、サポートプランの実施状況にスポットが当たると、今みたいな実施してます評価しかならんのです。繰り返しになるんですけど、サポートプランをそもそも作ることがなかなか難しいご家庭どうするんだっていうところが一番大きい問題なので、そこがやはり気にしています。ヤングケアラーのところも、訪問支援事業とか、いろいろと今各自治体が支援メニューを整えて取り組まれているのは重々承知はしてるんですけども、例えばお子さんがある程度の年齢に達していて、そのお子さんに直接支援を届ける場合はまだ届きやすいなと思うんですけども、例えば、小学校中学年から高学年ぐらいでヤングケアラー状態のお子さんっていらっしゃると思うんですけど、支援を導入するにあたってどうしても保護者の意向に左右されてしまうってことがあって、ヤングケアラー支援なのに保護者の壁を乗り越えないことにはお子さんに支援が届かないという状況がちょっと出てきているなと思っています。そういう意味では子どもさんの年齢の状況に合わせて内容をだいたくカスタマイズしていく必要もあるのかなと思っていますので、そのあたりもご検討いただきたいなと思います。

○神田委員 同じくサポートプランとヤングケアラーについての意見です。サポートプランについてはスタートしたばかりで、どの自治体もこれからというところですが、スタートするにあたって、いろんな自治体に関わってるものですから割と温度差があるんですね。サポートプランは保護者や子どもも入って同意も得ながら、お母さんにお父さんにしてもらふこと、子どもにしてもらふこと、行政がすることを議論をして、サポート支援を膨らましていくというものなんですけど、自治体によっては、虐待ケースもぜひサポートプランに載せていきたいと、載せていけるケースが結構あるのでね。府内の自

治体においては堺市と違って保健センターと家児相さんが別の建物なので、中には一緒に建物を作って移動して、組織の愛称も作っているところもあって、結構、自治体の温度差があります。ですので、ぜひ堺市さんもどこまで対象を広げられるか、意味のあるものに活用してってもらいたいと思います。それからヤングケアラーについては、国も予算をかけて力を入れてますが、これも2年前に、大阪市が実態調査をしたら、家族のケアを担っている子どもの数も多かったし、かなり負担の大きい子どもたちも多くて、びっくりしたことがあるんです。中村委員言われたように、発見されないと事業も勿体ないことにもなります。実は要対協のネグレクトのきょうだいの上の子どもなんて、ほとんどがヤングケアラーなんですよ。ですから、各区の要対協と連携して、新しい事業が繋がっていくことをお願いしたいと思います。

○伊藤座長 ここまでの委員の先生方からのご発言の中で、サポートプランについてもヤングケアラーの支援についても、各区の要対協との連携、大事なんじゃないかというご指摘あるんですけど、この「こども家庭支援体制の構築に向けた取組」の整備目標等々の中に、あまり要対協のことが出て来ないんですけども、そのあたり事務局として補足というか、他のところで書いてるとか、ありますか。

○事務局 ここに携わってる職員全てが要対協に関わっている職員です。ですのであえて要対協に関して書いていない部分はあります。プランBとCは要対協。BとCについては、もう少し追加の支援を。Aの方は皆さんに対して行う感じなんです。BとCに関してはより支援が必要な方たちとなるので、要対協のお子さんたちが対象に入ります。Bの方は年齢が小さいお子さんたちになるので、どちらかという親御さんと一緒に支援計画を立てていくような形。Cに対してはお子さんの意見を聞いてみる、お子さんの意見もどんなふうに思っているのかっていうのを親御さんにも意識してもらうような様式にしています。

○伊藤座長 そのあたりもわかりやすく示せるといいと思いました。やっぱり政令指定都市だとどうしても密着しているので、事務局の方にとっては当たり前のことであっても、他の自治体、広域自治体にずっと関与してる者から見たら、要対協が出てなかったもので、書きぶりを工夫していただけたらと思いました。

○井上委員 私どもは、こども園をやってる関係で、実際に通園してる子どもに虐待ケースがあれば、必ず家児相とか堺市の区役所の方に連絡入れるんですね。そういうふうな情報は、家児相がやっているというところで、もともと要対協のケースに挙がるような子どもの情報をきちっと把握していると思うんです。そのことがここに書いてないのは勿体ないなと感じました。

○丸山委員 「母子生活支援施設の活用」というところで、母子生活支援施設そもそも産前産後の支援とか、アフターケアを含む地域支援や親子再構築支援というところが大きく上げられます。母子生活支援施設自体が少子化とか地域格差で定員割れの施設が多いんですけども、ここにも書かれているみたいに、私たちの施設は全国から措置があって満床の状態ではあります。ただ、今、国から言われているのが地域支援なので、母子生活支援施設のノウハウを生かした地域支援ができないかと、かねがねお伝えさせてもらっていて、ここに入れてもらったというのが現状です。母子でショートステイ利用していただくケースは滅多にないです。私たち、子育て短期支援事業、他市さんとも契約をさせてもらっているんですけど、その中で、地域にいる虐待が疑われる世帯を、母子ショートを利用して、2～3日でも施設にいて本当に虐待があるのかないのかを見極めてほしいみたいな、利用の仕方をされる市町村があります。家児相さんとか児童相談所が関わっているケースの一時だけの面談では子どもの意見は聞けないし、お母さんは大丈夫っていうので、本当にその判断でいいのかを、生活の場で見極めてほしいみたいな依頼です。うまいこと使われるなっていうふうに私たちも思っています。例えば食事しながら、お母さんと子どもの会話があるかどうかとか、やっぱり生活の中では素が出るというか、そういうところで、母子のショートステイを使っただけいたらなあと思います。今、トワイライトで毎日利用されている堺の子どもさんがいらっしやって、そこは父子家庭の世帯です。お父さんとお話することがあって、やっぱり男なんで頼れないみたいな発言をされるんですね。ただ何でも言ってきてくださいねって、お父さんがコロナになって倒れられたときは、ご飯を差し入れしたりとか、そんなこともさしてもらってたんですけど、やっぱり子どもの最善の利益っていうところで、父子家庭の世帯の子どもさんにも何か支援できることがあればいいなっていうふうに感じます。特妊さんのことはちょっと次にお話させてもらいます。

○伊藤座長 非常に重要なご指摘だったかなと思います。ひとり親家庭増えている中で、母子家庭の方が圧倒的に世帯数が多いですけども、ただ施策のメニューが父子を対象としたものが母子に比べると非常に少ない中で、母子生活支援施設の活用として他の利用者がある中での難しさとかはあろうかと思いますが、トワイライトステイで、父子の方に支援を行っている話があったんで、堺市として父子世帯も含めたひとり親家庭への支援体制をどのように、この中に入れていくかということも、一つすごく重要な意見をいただいたかなと思います。ヤングケアラーとこども家庭センターの話、ショートステイ、トワイライトステイ、今、母子の話等が出ましたが何か他にご意見等々ありませんか。

○福田委員 里親ファミリーホームの実施について検討していくということですけども多分、堺の一つの課題って社会的養護施設って一定固まってるなというところですね。

使いやすさを考えたら、やっぱり近いところがいいという。本当に近くの人からサポートを受けられるような体制を考えていく際に、里親ファミリーホームと相談してもらって、早期にこの子育て短期支援事業、使えるようにしていく。ある意味、里親さんが機能する役割をもっと広く捉えてもらえるような形で進めてもらおうと、何か良い社会的擁護体制できるのかなとそんなイメージ持っています。以上です。

○伊藤座長 実は5年前にこの懇話会で計画立てたときに、ショートステイの対象に里親を入れるかどうかで議論になったときに入れなかった。なぜかという、ショートステイは委託率に反映しないからということになったんですけど、いかがですか、今年は。

○事務局 委託率に反映していないのは事実ですが、そのようなつもりではやっていません。堺市としては里親登録数が80ぐらいです。措置委託、一時保護委託したくても里親の世帯数が少なく、使いたいけれども使えていないという現状となっています。それは5年前と変わらないところなので、今後の7月懇話会でも話がございしますが、里親の推進に向けた取組でもこういう話が出るかと思えます。

○伊藤座長 次回は里親さんとか委託率に焦点を当てた会議になるので、そこでまたこの議論の続きだと思います。週末里親もそうですし、あと季節里親、もうないんですかね堺は、連休とか正月とかってやつが、ない。週末、土日だけの。

○事務局 週末里親は、お盆でも、冬休みでも、夏休みでも対応しています。

○伊藤座長 次回の会議で里親さんがメインの議題のときに、多分、未委託の里親さんの問題とか、啓発、リクルートも含めて議論することになるかと思うので、そこに向けて事務局として資料をご準備いただけたらと思います。それこそ、ショートステイはまだやってないとしても、一時保護委託や、里親さんの活動実績、昨年度。これだけの里親さんがどうだったとか。ずっと1年通して未委託の人ばかりじゃないと思うんですよ。出たり入ったりあろうかと思うので、その辺りの実績のデータを準備してもらえると次回議論がしやすいと思いました。

続いて次の議題に移りたいと思います。3つ目です。「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」ということで事務局の方からご説明をよろしく願いいたします。

○事務局 (3)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組 説明

○伊藤座長 それではただいまのご説明につきまして委員の先生方からご質問等、ご意見等、ご発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。今、ご説明いただいた資

料9 ページなんですけど、新しく加えられた事業なんですけど、妊産婦等生活援助事業の実施事業所数が今未設置で、整備すべき見込み量が、—(ハイフン)になっています。年度ごとの定量的な整備目標も令和11年までずっと—(ハイフン)ってことは、1箇所も作らないという目標ということですか。

○事務局 作らないということではなくて、まだ判断できていなくて、今検討中というところです。

○伊藤座長 令和11年までずっと検討し続けるということでしょうか。

○事務局 今の段階で、何件箇所数を設置するという見込みが立てきれなかったというところです。今回の懇話会では、こういった表現になっていますけれども、本編の際には、何らかの形で記載をしたいと思っています。この妊産婦等支援事業において国が示す要綱の中に6つの業務がございまして、そのうち3つの必須な業務の中で、入所支援とか通いの支援というのは当然ながらやっていただきたいと思ってるんですけど、サポートプランを作っていくとか、相談支援、電話・SNS相談とか、そういった2つの必須の業務につきましては、堺市の事業と重複している部分もございまして、そのあたりどういうふうに整理すべきか、決めることができないので、こういった書き方になります。残りの任意の事業については、法律相談とか、心理療法相談とか、休日夜間の対応とか3つございまして。

○伊藤座長 現段階でニーズの検証ができていないので、根拠もなく目標数値は立てられないのは非常に理解できるんですけど、だとしたら、どうやって、いつまでにどういうニーズ分析をしていくのか、それに基づいてどうするのかといったことは、もう少し具体的なプランがあった方がいいかなと思います。今おっしゃってくださった通り6事業のうち3つについては既存のものでできるんだということだったら、その他事業との整備と現状のニーズ分析をどうやって進めてやっていくのかといったところをもう少しわかりやすく示せるといいのかなあと思いました。

○丸山委員 私たちも以前、産前産後の事業をしたいと堺市さんに持っていった話もあったんですけど、やっぱり既存の事業とかぶってるところがあるというご回答をいただきまして、そのおっしゃってることはよくわかるんですけど、時代の流れに沿った支援が必要になってくると思うので、柔軟な対応をお願いしたいと思います。

○神田委員 妊婦等生活援助事業を実施している自治体を調査することが必要だと思います。私は要対協である区を担当しているんですが、その区では、行き場がない

妊婦さんとか、育児のノウハウが育たない妊婦さんとかのケースもあって、そういう妊婦が泊まれるところのニーズがあるんですね。赤ちゃんが生まれたり、母子生活支援施設に移行していくということもあります。特定妊婦のリスクの高い妊婦さんはいらっしゃるので、具体例をもう少し研究をしていただき、ぜひ検討していただきたいと思えます。

○丸山委員 先ほどの「母子生活支援施設の活用」のところ、特定妊婦さんのことが出てたんですけど、実は明日から堺市さんの特定妊婦さんも措置して入所に繋げることになりました。その方は元々うちで生活されていて、高校生ぐらいのときに退所された方で、堺区、施設の近くに住宅設定して実家で暮らしてはったんですけど、いろいろな状況があって、私たちもアフターケアで関わったり、ヤンケアの事業をしますので、そこで関わったり。困られている若年単身さんっていうところをキャッチしまして保健センターに繋げて、保健センターの方と共に妊婦さんを見守って、その中から、「お金がないんだ」「子どもを育てられるかわからない」「預けることも考えてる」みたいな話があって、ケースカンファがあり、私たちの施設で生活したいという希望もありましたので、あとは役所さんにどんなふうに動いていただくかみたいな話をいろいろしていたんです。ただ急に生まれちゃって、「行き場がない。どうしよう」。そのとき、役所さんの手続きとしてはご本人さんからの申し出が必要というところを電話で対応していただき、特別にスムーズに出産を迎えて退院していくというところをすごく丁寧に動いていただいたので、そのお母さんとなられた方も安心はされていると聞いています。行政としてやらないといけないことがあるのも私たちも十分わかっています。ただ生まれてくる命があって、その子どもたちをどんなふうに誰が守っていくのかということもよく考えて、動いていかなければいけないんだなあと、今回すごく実感しました。堺にある唯一の母子生活支援施設ですので、何とか堺の特定妊婦さんをたくさん受け入れて、安心してを生活して欲しいなと、それが私たちの役割であると考えていますので、遠方からのDVの避難をされて生活される方もいらっしゃいますけれども、やっぱり特定妊婦さんが安心してこの堺の住みなれたところで、今後も継続して住んでいただくということにも力を入れていきたいなと考えてます。ただその中で難しかったのが、役所の職員さんが「DVじゃないけど、母子生活支援施設入れるんですか」という方がたくさんいらっしゃいました。子ども相談所の方も「こんなに近くにそんな施設があったんですよね」という発言とかもあつたりして、私たちの施設というのが知られていないのかなあとということもありまして、ここのいただいた書類で、研修っていうところも年に1回と書かれていたと思うんですけど、民間と役所さんと一緒に研修をして、私たちを知っていただくということも必要なのかなあと思っています。知っていただいた上で活用していただきたいっていうのが、私たち施設の考え方ですので、またどうぞよろしくをお願いします。

○伊藤座長 要対協の方で特定妊婦さん何人ぐらい把握されてるかというデータが多分出ると思うんです。特定妊婦を必ず要対協に登録するのかどうかというルールは自治体ごとに違うので、堺は堺のルールで対応されてると思うんですけども、要対協でフォローしている特定妊婦さんの数が出ると思うのと、あともう少し見ると、その特定妊婦として要対協で見てたけど出産後終結しているのか、終結しないでさらに支援に繋がっているのか、そこの支援ニーズみたいなのが明らかになってくると思うんです。そういったところの分析をされて、「やっぱりこの産前産後大事だよな」とか、「もうちょっと母子生活支援施設を活用しないといけないよね」みたいな何か肉付けになるようなデータを分析していくことも必要なと思います。あとこれ別の自治体なんですけど、母子生活支援施設は非常に難しく、広域でDVのケースを取らなきゃいけないという部分と、地域の産前産後の支援をしなきゃいけないというところで結構板挟みになって、私、第三者評価委員、社会的養護施設の第三者評価でたまに入ることがあるんですけど、母子生活支援施設の評価基準の中に、「広域の、つまり他府県の母子を積極的に受けてますか」みたいな項目があったりして、それでABCがついたりするんですけど、ある自治体は、これは絶対Aがつくことはないっていうんですね。なぜかというとその自治体は、そこのルールで広域の人が入れる枠は何枠で、けれどもDVだけが母子生活支援施設の目的ではないんだから、地元の困ってる妊産婦とか母子の支援もしなきゃいけないから、その地元枠をきちんと確保した上で、DV支援をするみたいなルールを持っていて、「だから、この項目は絶対Aがつかないんですよ」という説明をしながら評価している。その自治体はポリシーを持ってて、特定妊婦が多いとか、あと産婦人科のニーズ分析をしていて、産婦人科での墜落出産とか、飛び込み出産が非常に多い自治体なので、母子生活支援施設の協力がなくて、生まれた後の場所がないとできないんだというのも、お互いの合意を得ながらやっている部分があるんです。なのでそれはそこの自治体の特性だと思うんですけど、やっぱり堺は堺の地域診断が必要だと思うんですよ。さっきの要対協だけじゃなしに、今あった産婦人科の病院に飛び込み出産がどれぐらいあって、そこからここに繋がったケースとか、施設だったり他の資源に繋がったケースがどれぐらいあってみたいなどころから、どれぐらいどこに設置したらいいのかを、ぜひ「整備すべき見込み量」とか「目標」のところに反映させてもらえたらと思います。他自治体の動向もちょっと見ながらがいいかなあとは思いますが。これだけ児童虐待死亡事例に占める0歳児が多いとか、ゼロ日死亡事例が多いと言われてる中で、あんまり消極的な目標を立てたくないなという思いはあります。

○伊藤座長 それでは、続いて4つ目に移ります。「一時保護改革に向けた取組」についてということで説明の方は事務局の方からお願いします。

○事務局 (4)一時保護改革に向けた取組 説明

○伊藤座長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、委員の先生方からご質問ご意見等お願いいたします。

○池尻委員 先ほど事務局もおっしゃっていたと思うんですけど、一時保護の学習関係、やはり30日、1ヶ月と長期化している中で、職員の施設一時保護委託を受けてる場合、職員の関係もありますから学齢児は、なかなか学習環境整わない中で戻ってきて、しだいに学習の開きがどうしても出てきてしまうというところがあるんです。行政としてその辺ってどのような体制を考えておられますか。

○事務局 一時保護所におきましては、現職の教員が1人教育委員会から、そして、堺市の教員のOBもおられますので、一定の学習の保障につきましてはできていかなと思っていますが、一時保護委託ですね、児童養護施設につきましての学習保障という部分につきましては、施設職員さんのマンパワーでドリルであったりとか、今であったらネットから教材を見つけてきたりとか、学校の先生からの宿題によって職員さんがお子さんを見ているというような状況です。ここは何とか様々な形でもう少しプラスアルファの支援をしていきたいと思っています。例えば、塾の講師さんであるとか、学生のボランティアさんであるとか、そういった方々を入れて、施設の職員さんだけじゃなくて、一時保護委託期間中、学校行けない場合ございますので、そういった日中の学習支援をやっていければと考えております。

○伊藤座長 小中学校の先生教員が専任でというのは、他の自治体ではあまりない取組かなと思います。堺として結構。

○事務局 (小積) 教育委員会とか在籍校との連携がかなり密にできておまして、今年度から、在籍校の方から課題のプリントですとか、今、調整中なのは、子どもたちに貸し出されてるタブレット、あのオフラインで使うような方法を今検討中で、一時保護期間登校できなかったことが、子どもたちの不利益にならないように教育委員会の方も学校もかなり協力的に動いていただいています。

○伊藤座長 政令指定都市ならではというか、ここだからできるかなりいい取組だと思うので、教育委員会や在籍校との連携で、保護中の保護所の子どもに教材を提供できているといったことは、現状の取組のところに書き加えていいのかなと思いました。学校での学習権って学力だけじゃないので、それ以外の副教科だったりイベントだったりとか、その辺りはどうしても一時保護中は難しいところがあると思うんですけど、最大限の努力はしてるというところは取組のところに書いた上で、今後の目標みたいな、ここ

より更にどうするのかというところは必要なと思います。ありがとうございます。

○丸山委員 以前、他市さんからショートステイで来られた方が小学生の男の子だったんですけど、ちょうどコロナの時に、リモートで授業をされていた方がいらっしやって、思い出したんですけど、堺の子はきっと堺の学校に通っていると思うので、そんなこともできたら、勉強したい子もやっぱりいると思うので、したくない子もいますけど、なんかそんなことができたなら学習面で安心なのかなと感じました。

○伊藤座長 在籍校の授業がリモートで保護所でできるように。

○福田委員 関連すると思うんですけど、そもそも一時保護中もしくは一時保護委託中であっても在籍校に通えるよう努力をするという検討も必要なのかな。多分、通えない子とかいると思いますので、その子についてはちゃんと先生が教えるとか、在籍校と連携を取ってドリルをするとか、課題があるとか当然やっていく必要がある。そもそも通える子も居るということを前提に枠組みを考えないと、「一時保護中は学校には通わないんですよ」という前提で行くのであれば、ちょっと課題があるかなと。最初の権利擁護の話から言うと、話を聞いてもらって「俺学校行きたいねん」と言っても、「一時保護中は無理やね」となっちゃったら言ってもしやあないだろうという話になってくる。通える努力をどう進めていくのかということは考えていく必要があるので、多分それは一時保護所では結構難しい部分もあって、一時保護委託して、在籍校に近いところから通わせるみたいなことは、より積極的に考えていく必要があるんだろうな。ケースバイケースだと思いますけども、全てが無理ではないと思っています。

○伊藤座長 一時保護の理由にもよってどうしても行動観察とかアセスメントが必要な場合、通学保障までは難しいかもしれないですけども、その一時保護時の緊急のアセスメントで可能な場合は、ケースによっては通学保障の可能性も追求していく必要性のご指摘かなとお聞きしました。

○神田委員 一時保護所の今後については、国もユニットケアを打ち出して、それはどんなものかは私もよくわからないんですが、ただ個別ケアは大事だと思います。今回、個室4室を増築されたことは非常に良かったと思います。どんなケースで、個室が有効なのかを教えていただきたいのと、今後の目標として一時保護専用施設2ヶ所とおっしゃいましたが、イメージがわからないので説明をお願いします。

○事務局 令和3年度に1年間かけて増築工事をしまして、令和4年度の頭から増築棟と私たちは呼んでいますが、男子ユニットとも女子ユニットとも離れたところの2階の

同じフロアでスペースができています。個室4室ができていまして、4室が男子棟とも女子棟とも離れています。令和4年度、5年度が定員オーバーの時期、定員が過密状況が続いていたときは、そのときの男子女子の入所状況によって、男女混ぜることはできませんが、男子棟の時期があったり女子棟の時期であったりという形で活用しました。個別ケアをするためにその増築棟の個室を十分活用できているかというとなかなか難しいところですが、年齢の高い子どもさんの入所も増えておりますので、そういう方に個室を優先的に使ってもらったりとか、発達障害とかの子どもさんで、刺激が多いとどうしてもそれに影響されて落ち着かなくなるという子どもさんなんかは個室に入ってもらったりして、集団での動きとは別の動きも可能な形での活用は、できる限りですが取り組んでいます。

○伊藤座長 あと、一時保護専用施設のイメージ。

○事務局 児童養護施設の多機能というような大きな流れの中の一つの取組とご理解いただければと思います。一時保護委託ばかり受ける専用のルームというか、部屋というか、そういったホームがございまして、そこに職員さんを加配でつけなければならぬというようなところなんです。何が良いかといいますと、児童養護施設で言いますと例えば措置があって、一時保護を受けていただきたい。しかしながらこのホームでは、例えばお子さんが荒れているからとか、今、ちょっと受け入れられない状況があるとかいうことで一時保護委託を断られるケースもあるんです。この専用のルームで言いますと、元々その一時保護委託専用に職員を加配している部分がございますので、一定の5人とか6人の定員を設けて、その定員までは受けていただけるというような、取組となっています。これにつきましては、7月の懇話会で施設や里親の項目のところでご紹介をさせていただきます。

○伊藤座長 当事者の子どもたちにアンケートとかインタビューとか取ったりすると、入所措置の子どもから、ショートステイとか一時保護の子と生活を分けてほしいという声、とても多いんですね。一緒にウェルカムという子はほとんどいなくて、結構、自分たちいつ帰れるかわからない生活をしている中で、帰ることが決まっているっていうか、特にショートの子なんかそうですけれども、一時保護はまたちょっと別だったりしますが、施設の職員さんの方からもその部分のやりにくさみたいなことは時々聞きます。他の自治体でも養護施設のその入所部門とは別で、一時保護とかショート専用ユニットに加配の職員をとすることは、多くの施設ではないのですが進められていて、それを堺でもできればという計画だと思えます。

○井上委員 それはすごく良い試みだと思うんですけど、本当に子どもの立場から言う

と、措置であろうが、ショートステイであろうが、一時保護であろうが、全部一緒なはずなんですよね。だから、その子どもたちの環境だけを隔離することは、本当の意味の権利擁護になるのかな。なんとなく違和感があるのはあるんです。

○伊藤座長 学校行ける子と行けない子とね。

○井上委員 それもあります。はっきり言って行政上の縦割りというか、そういうふうなシステムだけの話で子どもをそうやって分けていいのか。その部分をやっぱりちょっとおかしい感じ、違和感があります。それとさっき言った学習権なんですけど、正直、子ども家庭課がすごく頑張ってくれて、何とかしてくれようとしてくれてたんですが、結局、つぶれてしまったんですね。ですからその辺やはりいろんなことがあるんで、この推進計画の中にはしっかりと書いて欲しいんです。

○伊藤座長 つぶれてしまったっていうのは何がですか。

○井上委員 お願いしてて、結局、予算がつかなかった。

○事務局 予算がつかなかったということをつぶれてしまったと表現しています。またトライする予定です。学習補償をやらないということではない。

○井上委員 それはこれからもお願いしていくつもりですし、そこはいいんです。そういうことを堺さん全くされてないことないんで、その辺しっかりやってくれていると思うんです。そして、さっき福田委員おっしゃってましたように、本来はやっぱり自分が通って学校に送り迎えしてあげるっていうことができればいいのかないかなと思いつつ、地域が中区に3施設あって、あとは北区ですから、偏ったところに児童養護施設がある中で、児童養護施設からの通学とかいうのは場所によってはかなりしんどい部分があると感じています。ですから、施設内で一時保護する場合のお子さんに関しては、きちっとした学習保障ができるような、システムをお願いしたい。まして、一時保護所でも教育委員会ときちっと連携取れているのであれば、なんかそのような取組ってできないんですかね。今は昔と違ってタブレットもありますし。

○事務局 一時保護委託の子どももそうですよってことですね。一時保護所から一時保護委託に移った子どもでも中学生なんかは期末テストを一時保護所で受けないといけないので、28条の関係で一時保護委託で施設に移るっていう場合に、施設さんとケースワーカーを通して調整してもらって、何とかテストを受けれるよう調整をさせていただいています。また、一時保護所が満員の中で一時保護委託をお願いしているときに、

学校から教材が届いています。施設の方にケースワーカー通じて届けるという配慮もさせていただいています。ただ、教育委員会、在籍校との連携の部分が1人兼任兼務の学習指導員と主査がいるんですが、その現役の先生、教師が堺市全域を飛び回って教材もらってきてという形になっているので、今一時保護中の子どもに対して、材料もらってきてまた返してちゃんとそれを評価してもらおうという体制を、昨年度ぐらいから整えていって、今年度やっとなんて、次、タブレットにという動きに入っているところで、学校によっていろいろ事情が違ったり温度差があるので、全域で同じようにというのは難しいところもあるんです。

○井上委員 できるだけ施設の一時保護の子どもたちにそのようなことをやっていただけるとお願いしたいんですが。

○伊藤座長 すいません、座長から3点ございます。まず、今、一時保護所の定員が30人ということで、資料1の5ページのところで、定員5人だけ令和5年の実績が1日当たり32人ってことで、2人オーバーしてるけど。さっきと一緒なんですね、定量的な整備目標がとりあえず何もしないというのが32でいいのというふうな。今年減るとは限らないですよというところで、やっぱり一時保護委託の実績数、一時保護所では去年が平均32人でしたということなんですけれども、昨年度、里親さんへの一部委託とか養護施設への一保委託とか、乳児院とか他の学齢児とかいろいろあると思うんですけど、そのあたりの実績数を踏まえた上で、もうすごく一保委託、結構たくさんやってるのに、保護所でも32人で100%超えということだったら、やっぱり保護所を増やすのかとか、部屋を増やすのか、定員を増やすのか。ちょっと考えないといけないと思う。実績を踏まえた検討をしないといけないんじゃないのかなというのが一つあります。2点目は先ほどお話出ました一時保護専用施設を養護施設で建てるかどうかということで、井上先生の方から「ちょっと疑問もあるよ、違和感もあるよ」という話だったんですが、全国的な流れとか当事者の声の中で「入所部門と分けてほしい」とか、やっぱり登校する子と登校しない子がいてやりにくさを感じる」という現場の声が他のところから上がった中、施設の方では、入所の部門と一保の部門を分けた方がいいんじゃないか言ってるのに、ファミリーホームへの委託、一時保護を増やしていくってことの流れの矛盾について、私たちはどう考えるのかをしっかりと検討しなければいけない。個人的な意見を言うと、私はファミリーホームでの一時保護委託はあまり賛成ではないです。

ファミリーホームの定員が6人とか多い中で、そこにさらに一保の委託を受けて実子もいるとなったら、養護施設よりひどいです。そんな中で養育できないだろうと私は思っているんで、ここにファミリーホームって入れるのか入れないのか、一時保護可能なファミリーホームをというところに入れるのか。一時保護が可能な里親さんってのはわか

るけれども、ファミリーホームはどうかのかなというのはちょっと次回の施設の多機能化だったり、里親ファミリーホームところで他の委員の先生方の意見も聞きたいとこです。今日は多分時間切れなので、そこだけ残しておいてくれたらと思います。3つ目です。学習保障のところタブレットの話が出まして、コロナ禍を経てリモートが普及して非常に便利になったと思うんですが、これは参考までに聞いていただけたらと思うんですが、たまたま今、伊藤ゼミの卒論、ゼミ生が施設における学習支援みたいなことで研究していて、施設に発達障害の子が多いかなということでいろいろ先行研究を見てたら、発達障害の子は、タブレットよりプリントの方が学習効果が上がるそうです。というのが過去の研究で出ていて、タブレットは情報量が多すぎてちっちゃい子には向かなくて、もうこれやったら終わるといって紙媒体の方が発達障害のある子は落ち着いてできるし、そこで覚えた内容が定着するっていうのが、いろんな国立大学とかの教育学部とか発達障害系の支援をしている先行研究の中で結構明らかになっていて、その子は今ある母子生活支援施設の学習ボランティアに入ってるんだけど、それを活かしてタブレットをやめて紙媒体にしてちょっといろいろ実験的なフィールドワークしてるんです。なので、紙が悪いわけではなく、ただエコではない。SDGsの流れの中でどうするかってなるけど、子どものニーズに応えるときに、ちょっとオプションがある。タブレットもいけるし紙もいけるしみたいな、オプションがあるといいのかなと思います。最後は蛇足でございましたが、また次回のこの懇話会に持ち越しの課題がいくつかありますがご協力をよろしくお願いいたします。

では最後の議題に移らせていただきます。議事5番でございます。「児童相談所の強化等に向けた取組」ということで、事務局の方からご説明お願いいたします。

○事務局 (5)児童相談所の強化に向けた取組 説明

○伊藤座長 それではただいまのご説明につきまして委員の皆様からご質問ご意見等ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○池尻委員 弁護士の配置数のところですけども、12ページの8番です。現在配置していないと、委員として登録している弁護士を方針会議のときに呼んでいると書かれてあるんですけども、この先もずっと変わらないで方針で、弁護士をその都度呼ぶという形にするんですか。

○事務局 国の方では、採用雇用して配置ということであつたんですけど、堺市としては、従来から登録してる弁護士さんに方針会議にも入っていただいて、主に8人の弁護士さんが巡回で入ってもらってますけど、あとは随時聞きたいことがあったときには電話で相談するという形で、相談したいときにいろいろ助言いただける体制は組

めているという考えで、1人配置して常時いてもらわなくても、逆にいろんな弁護士さんの意見も聞きながら参考にできるというところにメリットがあります。国の方にも「そういうやり方もあるんですね」ということで、直ちに「方針と違う」ということは言われてないので、今後もこんな形で進めたいと思っています。

○中村委員 必要に応じたときに弁護士に相談すると、常勤なのか堺市方式なのかそこは私はいずれの方式もあると思うんですけど、一つ気をつけなければならないのが、我々からすると、もうちょっと早く相談室来てもらった方が良かったなと思うことがあって、児童相談所の職員さんが考える法的相談ニーズがあるという部分と、私たちからしてずれるというか、もうちょっと事前にして欲しかった法的検討が必要だったんじゃないかとか、ずれることがあるので、そうなってくるとやっぱり弁護士を使うだけのスキルが児童相談所職員に求められるってことなので、そこらあたりがこの人材育成のところでもそういった面も強化していく必要があると思います。弁護士が入っていれば児童相談所が評価されるわけではないというのは私も自分で思っているところはあるので、弁護士を使いこなせるだけの職員さんのノウハウとかスキルが必要なのかなと思っています。

○伊藤座長 リーガルソーシャルワークの部分の、お互いの認識を揃える研修みたいなところは大事なかなとは思いますが。あと法的対応とか、堺はそんなになんてですか、28条とか。

○事務局 あります。33条も増えていますので、その辺のこれが28条通るかどうかの相談であったり、そういう議会に接することが多いです。

○伊藤座長 例えば大阪市は雇用してますよね。大阪市と比べるとあれか、大阪市が特に件数が多いとなっているけど、例えば神戸市も雇用してますよね。という感じで、政令指定都市で雇用しているところと法的な対応の件数を比べたときに、大阪市はちょっと比較にならないかもしれないけど、神戸と堺と比べたときにどうかなって。雇用してもいいんじゃないかなみたいな検討は、検討した結果この方式でいきますとか、検討した結果やっぱり雇用を前向きに考えるみたいな感じ。なんか検討なしでこのままでいきますというのが説得力という点ではどうかなと思ったので、何かその検討結果が欲しいなとは思いました。8人の弁護士にいろんな意見を聞きながらというのもありますけど、例えば、雇用している自治体も専属の弁護士さんがいろいろアドバイスをして作ったものに対して、措置審は措置審で措置審の中に別の弁護士がいてセカンドオピニオンという形でやってるので、そのあたりは雇用しても、複数の弁護士の意見は多分聞くことになるのかなと思いますので、ちょっと実績を見て検討してもいいのかなと思います。

○中村委員 増員を図って 100 名を超えてということで、とてもいいことだと思うんですけど、やっぱり児童相談所職員は非常にハードワークだと思いますので、どこまで定着しているかという問題にも目を向ける必要があると思っています。例えば結果として何人採用して、どの程度離れた人もいて、結果 100 人になっていて、その離職された方がどういうことを原因としているのかといったところも含めて考えていかないと、なかなか職員さん定着というところまでは繋がりにくいと思うのが一つ。SV ももちろん配置していただくということで結構だと思うんですけど、SV1 人当たり何件の新人さんの育成を担っているのか。新人さんもいくつかケースを持っておられるとすると、SV さんが持つケースってすごく膨大になってくる可能性もあるので、そのあたりの SV さん負担というところも含めてしっかりと機能するかというところの検討も必要かと思いました。

○伊藤座長 スーパーバイザーの育成を含む人材育成、児童相談所としての人材育成も非常に課題かなと思います。新規採用で頭数だけ増えてもベテランがすごく減っていくと本当におっしゃる通り、バイザーの担当ケース数がものすごく増えてしまうので、よろしくをお願いします。

○中村委員 計画にすると 50 人だったのが 100 になった。その中身って計画には出てこないですもんね。増えることによる現場のワーカーさんの大変さみたいなものが、見えてくるような計画ってどんなかなと思いつつ考えたんですけど、何か増えりゃいいってもんじゃないんだろうな。でも「計画上、増やします」って増やしました。「じゃ、大丈夫なんでしょ」と言われたら、「はい」と言えるものなのかどうなのかみたいなところが、多分この計画の課題かなと思っています。ここでの議論しながら実際若いワーカーさんが多いだろうと思うんですけども、実はソーシャルワーカーとして育てていくことであるとか、またその支援を受ける子どもや家族が、本当に必要なケースワークを受け入れてるなって思っているかどうかみたいなのは、わからないと思いつつですね、なんかそこをどうやって補足していったらいいのかな、数字はそろったよっていうところだと思うんですけども。1 個だけ「100 人で十分なんですか」みたいな、何か聞きたいところもあるんですけどどうなんですか。

○事務局 配置基準上で言うとギリギリ満たしてるというラインだと思います。けれども、おっしゃるように、頭数が揃っていれば問題ないのか。少なくともベテランばかりなら、その方がいいんじゃないか。そのベテランがいきなり降ってわくわけではないので、新規採用から育てていくところを地道に行くしかない。そのためにやっぱり増員ポストというのが、最初に保障されないとうちにもいかないというところがあり

ますので、そこはまずは増やすというところと、あとはやっぱりその定着させるために
というところがすごく骨の折れるところです。元々、児童相談所専用で募集してないの
で、ここに来るとは思わなかったというワーカーもいますし、ベテランというか熱心に
真面目にやればやるほど、バーンアウトしてしまいがちという人もいるので、適材適所
じゃなかったっていう人もいれば、一生懸命やっていてしんどくなるという職員もいま
す。その辺は人事交流や、そこのケアをしていくことが一番大事かなと思っています。
昔、児童相談所の職員ってすごく平均年齢が高くて、東京なんかで聞くとそうだったん
ですけど、今はもう新卒・新採がいきなり1年目で配属されるぐらい、採用がどこの児
相も困っていて入ってくるということが多いと思いますので、その辺、今後どうしてい
くか。新卒・新採はまずは生活保護のワーカーを経験してから、5年目から児童相談所
に人事交流させるという方針も必要かもしれないですし、ただ中にはやっぱり卒業して
すぐに児童相談所へ行きたいと思っていましたという意欲のある新卒もいますので、そ
の辺どうしていくかというのは課題と思っています。

○伊藤座長 策定要領の52ページ、53ページ辺り。51ページから児相について始まっ
ているんですけども、資源の必要量等とか整備すべき見込み量とか配置数とか、何か
数を結構書くことを求められてるので、福田委員ご指摘の通り、どうしても策定要領に
沿って書くと、1人とか2人とか何人っていう数字になるんですけども、ただ合わせ
て留意事項でしたっけ、必要量を算出した上で地域の現状みたいなものも記載してい
くので、そこに質的な部分ですよ、中身の部分は堺の現状こうだけど、こういうふう
にしていくというような質のところも書き加えていくと、私たちも何をすべきなのかと
何が求められてるのかっていうことがわかりやすいと思うので、その部分も今後の検
討を重ねて、最終案として、計画を仕上げていくときに、書きぶりも含めて検討でき
たらと思います。よろしいでしょうか。

それでは本日ご用意いただきました議事が全て終了いたしました。円滑な議事進行と活
発なご議論、ご協力いただきありがとうございました。この回の進行を事務局の方にお
返ししたいと思います。

○司会 伊藤座長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様方も限られた時
間内での活発かつ集中的なご議論をいただき、また広い見地から貴重なご意見をたくさ
んいただきまして、本当に誠にありがとうございました。それではこれで本日の懇話会
を終了いたします。長時間にわたりご議論ありがとうございました。